

1. 研究会の意見を踏まえた市の対応状況（1）ごみ処理

項 目		研究会からの意見	回 答
①	施策全般（対策）	・ 前計画との対応【新規、継続、拡充】について区分を記載する。 ・ 環境配慮行動への記載が必要 （エコクッキングを進めることは必要）	⇒各施策について【新規、継続、拡充】を表示 別途、研究会資料として前回計画との比較表（施策に関する）を作成。 ⇒環境配慮行動について「基本方針1」において記載するとともに、次のように「施策」として追加する。 「施策」家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組みについては、新規・継続ともに平成30年度から毎年、定期的に広報紙等による啓発を行う。 「基本方針1（p53）」 私たちの生活や経済活動に伴い、ごみは必ず発生しますが、ライフスタイルやビジネススタイルのあり方について見直しを行い、環境にやさしい行動に取り組むことでごみは確実に減らすことができます。 また、ごみの発生抑制に関する取組が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的です。発生したごみについては、安易に捨てるのではなく修理して使ったり、他の必要な方に譲渡するなど利用価値をできる限り活かすため、再使用・再生利用する仕組みを構築します。 「施策」環境に配慮した行動の推進【新規】（p68） 使う予定や食べる予定がないものを衝動的に買わないようにするとともに、必要なものを必要なだけ購入する行動や、耐久性の高い商品や繰り返し使用可能な製品、詰め替え商品等を優先して購入・販売するなどの行動が日常生活の中に定着するように、環境に配慮されたライフスタイルを推進していきます。 「施策」食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の削減【新規】（p68） 食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄）に対する認識を高めるため、『もったいない』を意識した行動（必要なものを必要なだけ購入する買い物（食材調達）や完食（食べ残しをしない））を推進し、家庭や事業所等において発生している食品ロスの削減を目指します。 また、家庭や飲食店で取り組むことのできる食品ロスを削減するための方策（食材の使い切り、過度な鮮度志向の抑制、宴会・会合での30・10運動等）について、普及啓発を図ります。 「施策」エコクッキングの推進【新規】（p68） 必要なものを必要なだけ購入する買い物、まだ食べられる食品を捨てない、作り過ぎない、野菜の皮などを捨てずに活用する、残り物を別の料理にアレンジする等、環境に配慮した料理（買い物から料理、片づけにいたるまで）を行うエコクッキングを推進するため、広報紙等による啓発に取り組みます。
②	高齢化対策（福祉） （次頁の「粗大ごみ」と関連）	・ 高齢化対策（福祉）について、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めるのか、他の計画で定めるのか検討。 ・ 全て福祉施策に任せてしまわず連携を考えると、ある場所まで排出してもらえば粗大ごみは収集しますということが対策になると思われる。 （高齢化によりこれ以上の分別区増加は支障がある）	⇒市の方針：一定条件の高齢者や障がい者への戸別収集については継続しつつ、今後、高齢化の進展にともない施策を拡充したい。具体については、今後、福祉施策と連携した支援を進める。 また、分別区分については、高齢化の影響があるため現状維持とする。 「施策」ふれあい収集の拡充【拡充】（p73） 高齢者及び障がい者福祉の向上に資するため、家庭のごみを「ごみステーション」まで持っていけない高齢者や障がい者の方だけの家庭を訪問し、ごみを収集する「ふれあい収集」に平成23年4月から取り組んでおり、今後も継続します。 また、あらごみ等をステーションまで持ち出すことが出来ない高齢者及び障がい者の方に対しては、福祉施策と連携した支援を進めていきます。【平成29年度中に実施】

項 目	研究会からの意見	回 答
③ 粗大ごみ （高齢化対策とも 関連）	・粗大ごみについては取組が遅れていると感じるため、今後の取組を施策として記載が必要。 ・戸口まで出していただければ、大型ごみを収集対象とするということがあっても良い。無料や有料については検討課題。	⇒市の方針：あらごみ等の大型のごみの収集・処理システムについては、他自治体の事例（粗大ごみ処理券等のシステム）を参考に検討を始めます。また、粗大ごみの戸別回収など新たなニーズについても対応を図っていく。次のように施策として記載する。 「施策」あらごみ等の収集・処理システムに関する検討【新規】（p73） 市民の要望や超高齢化社会への対応を図るため、あらごみ等の大型のごみの収集・処理システムについて、他自治体の事例（粗大ごみ処理券等のシステム）を参考に検討を始めます。【平成 30 年度から実施】 「施策」ごみ処理に係る新たなニーズへの対応【新規】（p76） 人口減少や高齢化の進展によるごみ処理についての新たなニーズが発生していることから、施設整備などごみ処理にかかる経費の削減効果を財源とし、ふれあい収集事業の拡充として、粗大ごみの戸別回収など新たなニーズに対応していきます。【平成 29 年度中から実施】
④ 「あらごみ」の名称	・「あらごみ」という名称は一般的でないと思われるため、名称の検討をしてはどうか。	⇒市の方針：「あらごみ」の名称については、市内である程度浸透していることから、当面は現在の名称を維持することとするものの、今後の課題として検討を進める。
⑤ リサイクルやリユース	・大きな方針や施策の目標について記載すること。 ・市全体で考えた場合、市がある程度は関わらざるを得ない。 ・あらごみ（家具や自転車）のリユースの仕組みが必要。 ・リユース可能なものをそのまま再利用するのか、もしくは、ある程度は修理する考えなのか。 ・回収拠点を設ける場合、市域が広いので、市域に１つなのか、地域に複数必要なのかという問題があり。 ・運搬に関する費用負担、マッチングの方法も考えれば色々あると思います。需要とどうやって供給を合わせるかだと思います。	⇒市の方針：市としてリユースを推進するため、あらごみ等として出されたもののうち、まずは、まだ使うことができる品物をリユース品として現状のままで引き渡しをする取組について検討したい。市の方針を「基本方針１」において記載し、施策として挙げる。再使用の推進を本格的に実施するには、保管場所の確保が必要となることから、本計画期間中に確保する。 「基本方針１」（p53） 発生したごみについては、安易に捨てるのではなく修理して使ったり、他の必要な方に譲渡するなど利用価値をできる限り活かすため、再使用・再生利用する仕組みを構築します。 「施策」家具等の再使用（リユース）の検討【新規】（p69） 「粗大ごみ」として排出される家具等の再使用を推進するため、ふれあい収集や直接搬入においてあらごみ等として出されたもののうち、まだ使うことができる品物をリユース品として現状のままで引き渡しをする取組について検討を進めていきます。さらに、家具等の再使用の啓発と実践活動が図られ、市民が楽しみながら気軽に参加できる取組の導入について検討を始めます。 「施策」子ども用品の再使用（リユース）の検討【新規】（p69） 家庭で使わなくなった子ども用品の再使用を推進するため、使わなくなった子ども用品を無料交換するイベントや市民から提供を受けた子ども用品を展示し、必要とする市民に無償提供する事業の導入について検討を始めます。 「施策」リユース食器等の使用拡大の推進【新規】（p69） イベント等におけるリユース食器等の使用や市民へ繰り返し使用可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸等）の使用を呼びかけ、リユース食器等の普及促進を図ります。【平成 30 年度から実施】 「施策」不用品の再使用（リユース）の推進【拡充】（p69） 家庭にある不用品の再使用を推進するため、フリーマーケット等に関する情報提供を行います。譲りたい人と譲り受けた人との橋渡しやリユース品の取扱いに関する情報公開をするため、公共施設等における不用品交換に関する情報コーナーの設置や情報発信等に取り組みます。【平成 30 年度から実施】 「施策」拠点回収の導入に関する検討【新規】（p71） ごみの資源化を図るため、常時、市民が気軽に資源物を排出できるよう、地域における拠点回収（リサイクルステーション）の導入を進めていきます。【平成 30 年度から実施】

項 目		研究会からの意見	回 答																																																
⑥	処理手数料	・ 事業系ごみの処理手数料の適正化を検討するため近隣との比較表を記載する。 ・ 直接搬入される家庭系ごみの処理手数料についても、近隣との比較表を記載する。 ・ 仮に処理手数料を上げるのであれば、事業者に売却できる古紙の持ち込みに関しては無料とするメリット策も考えられる。	⇒手数料の検討ができるよう、現状における近隣との比較表を「(2) 今後の課題 ②ごみ処理手数料（p51）」において記載する。 取組については、下記項目⑦において記載 表 1 近隣市とのごみ処理手数料に関する比較（事業系ごみ） <table><tr><th>自治体名</th><th>搬入手数料 1kg当たり</th><th>搬入手数料に関する規定</th></tr><tr><td>三木市</td><td>7.3円</td><td>10kg73円（可燃ごみ・あらごみ）</td></tr><tr><td>小野市</td><td>13円</td><td>10kg130円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ）</td></tr><tr><td>稲美町</td><td>13円</td><td>10kg130円（可燃ごみ・不燃ごみ・土砂ガレキ等）</td></tr><tr><td>神戸市</td><td>8円</td><td>10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ） 【事業系ごみ指定袋を使用しない場合】</td></tr><tr><td>加古川市</td><td>13円</td><td>10kg130円</td></tr><tr><td>三田市</td><td>9円</td><td>10kg90円【指定ごみ袋（事業用）を使用】</td></tr><tr><td>加東市</td><td>45L当たり 30円</td><td>可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円</td></tr></table> 備考）平成 29 年 3 月末時点 表 2 近隣市とのごみ処理手数料に関する比較（家庭系可燃ごみ） <table><tr><th>自治体名</th><th>搬入手数料 1kg当たり (可燃ごみ)</th><th>搬入手数料に関する規定</th></tr><tr><td>三木市</td><td>7.3円 (300kg以上)</td><td>10kg73円 (300kg未満無料、300kg以上は全量に対し73円/10kg)</td></tr><tr><td>小野市</td><td>9円</td><td>10kg90円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ[100kg未満(1日あたり)は無料、1日の搬入量合計が100kg以上は全量に対し70円/kg]）</td></tr><tr><td>稲美町</td><td>8円 (150kg以上)</td><td>10kg80円（可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ） (150kg未満無料、150kg以上は全量に対し80円/10kg)</td></tr><tr><td>神戸市</td><td>8円</td><td>10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ）、 10kg40円（資源ごみ）</td></tr><tr><td>加古川市</td><td>8円</td><td>10kg80円</td></tr><tr><td>三田市</td><td>9円</td><td>10kg90円（燃やすごみ、燃やさないごみ、ペットボトル、空きびん、古紙類、粗大ごみ） 【指定ごみ袋（家庭用）を使用】</td></tr><tr><td>加東市</td><td>45L当たり 30円</td><td>可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円</td></tr></table> 備考）平成 29 年 3 月末時点	自治体名	搬入手数料 1kg当たり	搬入手数料に関する規定	三木市	7.3円	10kg73円（可燃ごみ・あらごみ）	小野市	13円	10kg130円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ）	稲美町	13円	10kg130円（可燃ごみ・不燃ごみ・土砂ガレキ等）	神戸市	8円	10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ） 【事業系ごみ指定袋を使用しない場合】	加古川市	13円	10kg130円	三田市	9円	10kg90円【指定ごみ袋（事業用）を使用】	加東市	45L当たり 30円	可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円	自治体名	搬入手数料 1kg当たり (可燃ごみ)	搬入手数料に関する規定	三木市	7.3円 (300kg以上)	10kg73円 (300kg未満無料、300kg以上は全量に対し73円/10kg)	小野市	9円	10kg90円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ[100kg未満(1日あたり)は無料、1日の搬入量合計が100kg以上は全量に対し70円/kg]）	稲美町	8円 (150kg以上)	10kg80円（可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ） (150kg未満無料、150kg以上は全量に対し80円/10kg)	神戸市	8円	10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ）、 10kg40円（資源ごみ）	加古川市	8円	10kg80円	三田市	9円	10kg90円（燃やすごみ、燃やさないごみ、ペットボトル、空きびん、古紙類、粗大ごみ） 【指定ごみ袋（家庭用）を使用】	加東市	45L当たり 30円	可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円
自治体名	搬入手数料 1kg当たり	搬入手数料に関する規定																																																	
三木市	7.3円	10kg73円（可燃ごみ・あらごみ）																																																	
小野市	13円	10kg130円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ）																																																	
稲美町	13円	10kg130円（可燃ごみ・不燃ごみ・土砂ガレキ等）																																																	
神戸市	8円	10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ） 【事業系ごみ指定袋を使用しない場合】																																																	
加古川市	13円	10kg130円																																																	
三田市	9円	10kg90円【指定ごみ袋（事業用）を使用】																																																	
加東市	45L当たり 30円	可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円																																																	
自治体名	搬入手数料 1kg当たり (可燃ごみ)	搬入手数料に関する規定																																																	
三木市	7.3円 (300kg以上)	10kg73円 (300kg未満無料、300kg以上は全量に対し73円/10kg)																																																	
小野市	9円	10kg90円（可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトル） 10kg70円（不燃ごみ[100kg未満(1日あたり)は無料、1日の搬入量合計が100kg以上は全量に対し70円/kg]）																																																	
稲美町	8円 (150kg以上)	10kg80円（可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ） (150kg未満無料、150kg以上は全量に対し80円/10kg)																																																	
神戸市	8円	10kg80円（可燃ごみ）、10kg140円（粗大ごみ・不燃ごみ）、 10kg40円（資源ごみ）																																																	
加古川市	8円	10kg80円																																																	
三田市	9円	10kg90円（燃やすごみ、燃やさないごみ、ペットボトル、空きびん、古紙類、粗大ごみ） 【指定ごみ袋（家庭用）を使用】																																																	
加東市	45L当たり 30円	可燃ごみ・プラスチック製容器包装：45L-30円/30L-20円、 不燃ごみ：無料、土砂・がれき類：10kg30円																																																	

項 目		研究会からの意見	回 答
⑦	事業系ごみ (処理手数料とも 関連)	・事業系ごみが多いため、他市での取組を参考にし、踏み込んだ対策が必要ではないか。 ・環境に配慮された製造ということを事業者に協力してもらわなければいけない部分であると思います。 ・処理手数料については、段階的もしくは何年かかけた見直しが必要と思う（処理コストに見合う費用という表現で、明記してもよいと思われる） ・（他市の一般廃棄物が入ってこないようなチェックは必要）	⇒市の方針：環境に配慮された製造について「基本方針１」において位置づけするとともに、事業系ごみの減量化を推進するため新たな施策として指導や搬入物検査について記載する。 ごみ処理手数料の値上げについて記載する。 「基本方針１」(p53) 私たちの生活や経済活動に伴い、ごみは必ず発生しますが、ライフスタイルやビジネススタイルのあり方について見直しを行い、環境にやさしい行動に取り組むことでごみは確実に減らすことができます。 また、ごみの発生抑制に関する取組が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的です。発生したごみについては、安易に捨てるのではなく修理して使ったり、他の必要な方に譲渡するなど利用価値をできる限り活かすため、再利用・再生利用する仕組みを構築します。 「施策」事業系ごみについての指導等【新規】(p70) 事業系ごみが事業者自身の責任において処理されるよう、ごみの減量及び自己処理責任等を周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう、搬入時の展開検査や指導等に取り組みます。 資源物の混入が多い事業者に対しては、適正に資源物が処理されるよう指導等に取り組みます。【平成 30 年度から実施】 「施策」搬入物検査や指導の推進【新規】(p73) 処理困難物の搬入防止や分別状況の把握を目的に、三木市清掃センター最終処分場（２期）では搬入物の分別指導に取り組んでおり、処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は、指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示します。 また、事業系ごみについては一般廃棄物収集運搬許可業者や排出事業者に対し、適正排出の徹底や適正処理の指導に取り組みます。【平成 30 年度から実施】 「施策」事業系ごみ処理手数料の値上げ【継続】(p70) 本市が設定しているごみ処理手数料は、近隣市と比較すると低い料金水準となっています。 そのため、ごみ処理原価や近隣市との料金バランスを図るため、ごみ処理手数料の値上げについて適時・適切に取り組みます。

⑧	民間活用	・民間活用については、具体的に何の部分で活用するのかを記載することが必要。	⇒市の方針：環境教育の充実、資源化の推進（リサイクル率の向上）、焼却エネルギーの有効利用、ごみ処理経費の削減（建設コスト、運営コスト）、最新技術の導入について民間活用する。具体的に施策として記載する。 「施策」民間事業者とも協力した環境学習・環境教育の推進【新規】（p70） 1）民間事業者のごみ処理施設見学会の実施 環境教育の一環として、学校や市民団体の民間事業者による先進的なごみ処理施設の見学会の実施に協力することで、ごみの正しい分別や出し方、資源化への取組状況等ごみ問題の現状について理解、認識を深めてもらうよう努めます。また、市民団体等に対し、要望に応じたごみの減量化や資源化に関する情報を提供することで、市民団体等のごみ減量等に対する意識の高揚を図ります。【平成 30 年度から実施】 2）民間事業者と協力した環境教育の推進 民間事業者による先進的なごみ処理方法を参考にした啓発ビデオや資料等の活用により、環境教育の推進を図り、環境保全や循環型社会に対する意識の醸成に取り組みます。【平成 30 年度から実施】 「施策」使用済み小型家電の再生利用の推進【新規】（p71） 家庭で不要になった小型家電を埋立処分せず、資源の有効利用を図るため、使用済み小型家電をボックス回収し、民間事業者による資源回収に取り組んでいます（平成 25 年 10 月から）。 今後もボックス回収を推進し、多くの市民にボックス回収を利用していただけるよう、回収拠点の増設や広報活動等を通した回収量の増加を目指します。【平成 30 年度から実施】 「施策」民間活用による資源化等の推進【新規】（p72） 民間事業者による施設において、特にあらごみに多く含まれる剪定枝や刈草などの堆肥化を推進するとともに、これまで活用できていなかった廃棄物の焼却エネルギーを有効活用するため、バイオマス発電への取組を民間施設を活用して実現します。【平成 37 年 4 月から実施】 「施策」ごみ処理経費の抑制【新規】（p74） 本市のごみ処理経費については、全国の類似都市の平均よりも高い状況にあり、安全性や環境負荷に十分に配慮しつつ、ごみの減量化を図るとともに業務の民間委託などを通して効率化を図り、施設の建設経費及び運営経費の抑制に努めます。【平成 37 年 4 月から実施】 「施策」民間活用による新たなシステムの構築【新規】（p74） ごみの処理は、市民が快適で安心して暮らすためには必要な行政サービスであり、環境への負荷の少ない方法で、安全かつ適正に処理・処分するシステムの構築に努める必要があります。 本市では、民間活用による最新技術の導入等について検討を進め、安全かつ環境負荷の少ない、ごみ処理を進めます。【平成 37 年 4 月から実施】
⑨	災害廃棄物	・一般廃棄物処理基本計画よりも防災計画などの上位計画での位置づけになると思うが、災害廃棄物の推計や仮置き場について、気を配っておく必要がある。	⇒市の方針：兵庫県地域防災計画や三木市地域防災計画と整合を図った検討を進めていきます。 一般廃棄物処理基本計画においても施策として記載する。 「施策」災害廃棄物対策の推進【新規】（p75） 本市における災害時のごみ・し尿の収集・処理及び災害廃棄物処理等については、三木市地域防災計画（平成 26 年度）に基本的な事項を規定していますが、災害廃棄物の適正処理や再資源化等に関してより具体的な計画について、兵庫県地域防災計画や三木市地域防災計画と整合を図り、災害廃棄物処理計画を早急に策定します。 また、災害廃棄物は一時に多量発生することから、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を進めます。
⑩	し渣・脱水汚泥	・し渣・脱水汚泥をごみ発生量に計上されていますが、他市ではごみ発生量に計上していないように思います。対象外にした方が比較しやすくなる。	⇒し渣・脱水汚泥をごみ発生量から除きます。

項 目		研究会からの意見		回 答									
⑪	目標値	・ 兵庫県の目標値も改訂作業中のため、そちらに配慮しつつ要検討。 ・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量やリサイクル率について市としての方向性はどうか。 (目標は、1 人 1 日当たりのごみ排出量を併用し、県平均並みを目指すことが必要。またリサイクル率についても県平均並みを目指すことが必要)		⇒市の実績（H27 度）と県の目標値（H32 度）を比較しても既に乖離が大きく、約 3 年後に県の目標値を達成することは困難であることから、市の H38 度の目標設定については、県の H32 年度目標値を目指す。 ただし、早期に県目標値へ近づけるため兵庫県の 10 年間（H22 度→32 度）の増減率等を上回る率で、三木市の目標値を設定する（目標値の積算については次頁参照）。 1 人 1 日当たりのごみ排出量については県平均並みに近づき、リサイクル率については県の目標値と同水準となると想定。									
				表 3 目標値の比較									
				兵庫県					市の計画				
				実 績		目 標		増減率等 (H22→32)	実 績	目 標	増減率等 (H27→38)		
				H22 年度	H25 年度	H27 年度	H32 年度		H27 年度	H38 年度			
				ごみ排出量		2,058 千 t	2,011 千 t	2,032 千 t ＜△13％＞	1,937 千 t ＜△17％＞	△5.9％	31,247 t	25,500 t	△18.4％
				1 人 1 日当たり ごみ排出量		910g 【1,006g】	889g 【975g】	887g ＜△15％＞	835g ＜△20％＞	△8.2％	984g 【1,076g】	891g 【981g】	△9.5％ 【△8.8％】
				再生利用率 (リサイクル率)		17.4％	16.7％	23％	25％	7.6％	15.5％	23.3％	7.8％
				最終処分量		284 千 t	258 千 t	252 千 t ＜△26％＞	238 千 t ＜△30％＞	△16.2％	3,881 t	2,950 t	△24.0％
排 出 量	家庭系 ごみ	1,413 千 t	1,368 千 t	—	—	—	19,558 t	15,900 t	△18.7％				
	事業系 ごみ	644 千 t	643 千 t	—	—	—	11,689 t	9,600 t	△17.9％				
一 人 一 日 当 た り ご み 排 出 量	家庭系 ごみ	【691g】	【663g】	—	—	—	【674g】	【612g】	△9.2％				
	事業系 ごみ	315g	312g	—	—	—	403g	369g	△8.4％				
		備考)・ 兵庫県の目標値（1 人 1 日当たりごみ排出量）は集団回収及び店頭回収が含まれていない。一方で、市の目標値は 集団回収と店頭回収を含むため、比較できるよう数値を 2 段書きで示す。【 】内は集団回収及び店頭回収を含む値。 ・ 兵庫県目標値におけるく >内は、県の基準年度（平成 19 年度）と比較した削減割合											
		目標値へのアンケート調査結果の反映内容											
		①「ごみ排出量」、「1 人 1 日当たりごみ排出量」及び「1 人 1 日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)」に反映 【市民アンケート問 13】 台所の生ごみ（調理くず等）について、どのように処理していますか。 回答⇒「水切りして可燃ごみの日に出す（78.9％）」と高い割合で水切りが実践されており、今後も継続していく必要があります。 【市民アンケート問 17】 あなたは、ごみの減量や再資源化について、どのような取組を行っていますか。 「マイバッグを持参することで、レジ袋を受け取らない（81.9％）」は浸透している一方、「野菜や果物は、包装のなるべく少ないものを選んでいる（13.5％）」、「食べ物を無駄なく消費している（41.8％）」においてリデュース[発生抑制]に関する部分で改善の余地がある。											
		②「事業系ごみ排出量」及び「1 人 1 日当たりごみ排出量(事業系ごみ)」に反映 【事業所アンケート問 8】 貴事業所では、どのようなものを分別・資源化していますか。 回答⇒「OA 紙（14.3％）」、「雑紙（16.1％）」が低いため、事業系ごみ（紙類）の資源化（リデュース[発生抑制]）に関する部分で改善の余地がある。											
		③「再生利用率（リサイクル率）」に反映 【市民アンケート問 12】 資源ごみの「プラスチック」について、困っていることはありますか。 回答⇒「資源プラスチックに該当するかどうかわからない（21.3％）」において、ごみの適正排出が進むよう改善の余地がある。											

表 4 計画目標値に関する設定根拠及び施策との対応（効果）

項 目	単位	基準年度	目標年度		設定根拠	施策との対応（効果）	
		平成 27 年度	平成 38 年度				
		実 績	目標値	増減			
ごみ排出量	t/年	31,247	25,500	18.4%削減	・人口の減少及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の減少に伴いごみ排出量が <u>12.0%減少（ごみ排出量 3,738t/年減少）</u>	人口の減少と現行施策をそのまま継続した場合の効果によりごみ排出量が <u>12.0%減少</u>	
					うち、家庭系ごみ（38%）	①普及啓発等による各家庭における手付かず食品・食べ残しの縮減により、家庭系ごみを <u>2.9%（566t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 1.8%相当）</u>	下記の取組効果により家庭系ごみ排出量を <u>2.9%削減</u> ・食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の削減【新規】 ・エコクッキングの推進【新規】
						②消費者や協会、市内協力店舗と連携した各家庭へのレジ袋持ち帰りの削減により家庭系ごみを <u>0.1%（19t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 0.1%相当）</u>	下記の取組効果により家庭系ごみ排出量を <u>0.1%削減</u> ・レジ袋削減促進の取組に関する協定の推進【継続】
						③購入時の簡易包装による各家庭への包装ごみ（紙ごみ）持ち帰りの削減により家庭系ごみを <u>0.2%（40t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 0.1%相当）</u>	下記の取組効果により家庭系ごみ排出量を <u>0.2%削減</u> ・グリーンコンシューマー運動の推進【継続】
						④ライフスタイルのあり方についての見直しや環境にやさしい行動に関する情報提供及び普及啓発により家庭系ごみを <u>2.9%（575t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 1.8%相当）</u>	下記の取組効果により家庭系ごみ排出量を <u>2.9%削減</u> ・環境に配慮した行動の推進【新規】 ・民間事業者とも協力した環境学習・環境教育の推進【新規】 ・再使用の推進に向けた取り組み【新規・拡充】 ・拠点回収の導入に関する検討【新規】 ・市民・事業者への取組事例等の情報提供【新規】
					うち、事業系ごみ（27%）	⑤資源化の促進として、事業所への指導やリサイクル業者やオフィス町内会等の取り組みに関する情報提供、事業系ごみとして搬入されている紙ごみについて企業による民間再生事業者等の利用を進めることにより事業系ごみを <u>3.6%（427t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 1.4%相当）</u>	下記の取組効果により事業系ごみ排出量を <u>3.6%削減</u> ・紙布類（資源化可能）の資源化の推進【継続】 ・市民・事業者への取組事例等の情報提供【新規】
						⑥ビジネススタイルのあり方についての見直しや事業所におけるごみ減量や資源化に関する取り組みについての情報提供及び普及啓発により事業系ごみを <u>3.6%（417t/年）削減*1 する（ごみ排出量全体の 1.3%相当）</u>	下記の取組効果により事業系ごみ排出量を <u>3.6%削減</u> ・環境に配慮した行動の推進【新規】 ・食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の削減【新規】 ・事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み【新規・継続】 ・搬入物検査や指導の推進【新規】 ・市民・事業者への取組事例等の情報提供【新規】
家庭系ごみ	t/年	17,100	15,900	18.7%削減	・人口の減少及び 1 人 1 日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）の推移に伴い家庭系ごみ排出量が <u>12.7%減少</u>	人口の減少と現行施策をそのまま継続した場合の効果により家庭系ごみ排出量が <u>12.7%減少</u>	
					・上記の設定根拠①～④により、家庭系ごみ排出量を <u>6.1%削減</u>	設定根拠①～④に関する施策の取組効果により家庭系ごみ排出量を <u>6.1%削減</u>	
事業系ごみ	t/年	11,689	9,600	17.9%削減	・人口の減少及び 1 人 1 日当たりごみ排出量（事業系ごみ）の推移に伴い事業系ごみ排出量が <u>10.8%減少</u>	人口の減少と現行施策をそのまま継続した場合の効果により事業系ごみ排出量が <u>10.8%減少</u>	
					・上記の設定根拠⑤⑥により、事業系ごみ排出量を <u>7.2%削減</u>	設定根拠⑤⑥に関する施策の取組効果により事業系ごみ排出量を <u>7.2%削減</u>	
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,076	981	8.8%削減	・現状推移に伴い 1 人 1 日当たりごみ排出量が <u>1.5%減少</u>	現行施策をそのまま継続した場合の効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量が <u>1.5%減少</u>	
					・上記の設定根拠①～⑥により 1 人 1 日当たりごみ排出量を <u>7.4%削減</u>	設定根拠①～⑥に関する施策の取組効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量が <u>7.4%削減</u>	
	家庭系ごみ	g/人日	674	612	9.2%削減	・現状推移に伴い 1 人 1 日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)が <u>2.3%減少</u>	現行施策をそのまま継続した場合の効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)が <u>2.3%減少</u>
						・上記の設定根拠①～④により 1 人 1 日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)を <u>6.9%削減</u>	設定根拠①～④に関する施策の取組効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)を <u>6.9%削減</u>
	事業系ごみ	g/人日	403	369	8.4%削減	・現状推移に伴い 1 人 1 日当たりごみ排出量(事業系ごみ)が <u>0.2%減少</u>	現行施策をそのまま継続した場合の効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量(事業系ごみ)が <u>0.2%減少</u>
						・上記の設定根拠⑤⑥により 1 人 1 日当たりごみ排出量(事業系ごみ)を <u>8.1%削減</u>	設定根拠⑤⑥に関する施策の取組効果により 1 人 1 日当たりごみ排出量(事業系ごみ)を <u>8.1%削減</u>
リサイクル率	%	15.5	23.3	7.8%増加	・現状推移に伴いリサイクル率が <u>0.2%減少</u>	現行施策をそのまま継続した場合の効果によりリサイクル率が <u>0.2%減少</u>	
					・上記の設定根拠①～⑥によりリサイクル率が <u>1.2%増加</u>	設定根拠①～⑥に関する施策の取組効果によりリサイクル率が <u>1.2%増加</u>	
					⑦家庭系可燃ごみに含まれる資源プラスチックの適正排出、資源化の推進によりリサイクル率が <u>0.5%増加</u>	下記の取組効果によりリサイクル率が <u>0.5%増加</u> ・ごみの分別の徹底【継続】 ・「ごみなんでも帳」の改訂【継続】	
					⑧民間活用による剪定枝や刈草の堆肥化によりリサイクル率が <u>6.3%増加</u>	下記の取組効果によりリサイクル率が <u>6.3%増加</u> ・民間活用による資源化等の推進【新規】 ・民間活用による新たなシステムの構築【新規】 ・民間事業者へのごみ処理委託による体制の整備【新規】	
最終処分量	t/年	3,881	2,950	24.0%削減	・現状推移に伴い最終処分量が <u>13.3%減少</u>	現行施策をそのまま継続した場合の効果により最終処分量が <u>13.3%減少</u>	
					・上記の設定根拠①～⑧により最終処分量を <u>10.7%削減</u>	設定根拠①～⑧に関する施策の取組効果により最終処分量を <u>10.7%削減</u>	

備考）増減は基準年度（平成 27 年度）に対する削減割合等を示します。四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

*1 家庭系ごみ・事業系ごみをそれぞれ分母として算出した値です。